

## 徳山工業高等専門学校寄附金取扱要領

(趣旨)

第1条 徳山工業高等専門学校（以下「本校」という。）における寄附金の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構寄附金取扱規則（平成16年規則第45号。以下「機構規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(申込書)

第2条 校長は、寄附金の申込みがある場合は、寄附金申込書（機構規則第1号様式）を提出させるものとする。なお、寄附申込者の意向により職員個人に対する寄附申込みであるときは、当該職員はその寄附申込書を添付するものとする。

(受入審査及び決定)

第3条 寄附金の受入れは、寄附の目的に関連する学内組織の長の審査に基づき、校長が決定する。

(報告)

第4条 校長は、前条による受入れを決定したときは、運営委員会において寄附金の受入れについて報告するものとする。

(受入れ通知)

第5条 校長は、第3条の決定をしたときは、納入の依頼書（機構規則第2号様式）を寄附者に送付するとともに、出納命令役にその旨を通知する。

(受入れ)

第6条 出納命令役は、寄附金の受入れについて適当であると認めたときは、ただちにこれを受入れるものとする。

(寄附金の保管)

第7条 寄附金は、校長が指定する取引金融機関に預託しなければならない。この場合において、預託により生じた利子は、寄附金の増加に充てるものとする。

(使途の変更等)

第8条 使用代表者は、寄附金の使途を変更しようとする場合において、寄附目的が達せられ、残額が1,000円未満となったものを他の使途に使用しようとする場合は、寄附金使途変更申請書（第1号様式）を校長に提出し承認を受けるものとする。

2 研究担当者が、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員就業規則第14条により、機構が設置する学校へ配置換等となったため、当該学校の校長の同意を得て、寄附金を移し換える場合は、寄附金移換申請書（第2号様式）を校長に提出し承認を受けるものとする。

3 研究担当者が、国立大学法人等へ転籍等となったため、寄附者及び当該国立大学法人等の長の同意を得て、寄附金を移し換える場合は、寄附金移換申請書（第2号様式）を校長に提出し承認を受けるものとする。

4 校長は、前項の承認をしたときは、当該国立大学法人等の長に移し換えの通知をするものとする。

(担当係)

第9条 寄附金に係わる事務は、総務課地域連携推進係において行う。

(その他)

第10条 この要領により難い事項は、その都度協議の上決定する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成8年4月1日制定の奨学寄付金委任経理事務取扱要領は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月28日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月9日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。